

(審査案件99号)

答 申

第1 審査会の結論

長野県教育委員会が非公開決定を行った「平成29年度長野県公立高等学校入学者後期選抜学力検査問題英語リスニング音声（音源）」については、公開すべきである。

第2 審査請求の経過

- 1 平成29年5月31日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、「平成29年度長野県公立高等学校入学者後期選抜学力検査問題英語リスニング音声（音源）」（以下「本件公文書」という。）について、公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成29年6月14日、長野県教育委員会（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求に対して、「学力検査に用いられたリスニングの音源を公開することによって、事前に十分な対策をとることが可能となり、結果として試験の公平性を損なうおそれや、今後の学力検査の問題作成に関する事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。」とし、条例第7条第6号に該当するとの理由で非公開とする公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 平成29年9月13日、審査請求人は本件実施機関に対し、本件決定を取り消し、全部公開を求める旨の審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 学力検査に用いられた英語のリスニング音声（音源）を、ホームページ上で公開している又は公文書公開請求に基づき公開している都道府県がある。
- 2 試験問題や放送台本は、長野県のホームページ上で公開されており、音源の公開の有無だけが、試験の公平性を損なうおそれや、今後の学力検査の問題作成に関する事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは考えにくい。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 学力検査問題に係る一切の内容の公開又は非公開については、各都道府県の実情により決定される。公開又は非公開について、他県と本県を安易に比較できるものではない。このことから、本県の実情に応じ、非公開と決定したことは、妥当である。
- 2 英語リスニングテストは、実際に読み上げられる音声から受検者が内容を聞き取り、設問に解答するものであり、リスニングテストの音源は、放送台本を特定の者が読み上げているものである。問題・台本と音源について、両者は性質が異なるものであり、公開・非公開について容易に比較できるものではない。
- 3 リスニングテストの音源を公開すると、当該音源に接する機会を持った受検者は、音声に慣れ、また、事前に十分な対策がとれるため有利となり、結果的に学力検査の公平性を損なうおそれや、リスニングテスト作成の関係者が特定され、当該関係者が外部から接触等を迫られ、不要な質問を投げかけられるなどの無用な圧力がかかるほか、一部の受検者が関係者と意図的に接触を持ち、リスニングテストに関する情報が漏えいするなどの危険性をはらんでいる。
- 4 音源が公開され関係者が特定される可能性があるとして、関係者の業務遂行に影響を及ぼし、問題作成に関する業務の適正かつ円滑な遂行に支障をきたす可能性がある。

これらのことから、本県の実情に応じ非公開と決定したことは妥当である。

第5 審査会の判断理由

1 本件決定について

本件実施機関は、長野県公立高等学校入学者後期選抜学力検査の終了後、英語のリスニングテストの問題の冊子及び台本は、ホームページで公開しているが、音声については公開していない。

本件実施機関は、本件公文書を公開すると、今後の学力検査において、一部の受検者が事前に十分な対策をとることにより、学力検査の公平性を損なうおそれがあることや、リスニングテストの問題を作成する者が特定され、当該特定の者に対して、外部から様々な接触を迫られ、情報が漏えいするほか、今後の学力検査問題の作成業務に著しい支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第6号に該当すると判断し、本件決定を行っている。

以下その妥当性について検討する。

(1) 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、県が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを非公開とする旨規定している。

同号に規定する「著しい支障」については、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならないこととされ、また、その「おそれ」については、単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないと解釈されている。

(2) 学力検査の公平性を損なうおそれがあるとする主張について

本件実施機関は、本件公文書を公開すると、今後の学力検査において、音声に慣れた受検者とそうでない者との間に差が生じ、学力検査の公平性を損なうおそれがあると主張する。

しかしながら、本件実施機関は、本件公文書について、学校内のみの聴取、ダビングの禁止、教師及び生徒のみの利用という制限をかけているものの、学力検査終了後、県内のすべての公立及び私立中学校へ、電子媒体（コンパクトディスク）により配布していると、口頭意見陳述の中で述べており、今後受検者となる可能性のある者に対して実質的に公開されている状態になっていることから、非公開とすることに意味があるとは考えられない。

また、実際にリスニングテストの音声をホームページ上で公開している自治体もあり、むしろ公開してすべての者が音声を確認できることが、公平性にかなうとも考えられ、本件実施機関の主張は合理性を欠くものである。

(3) 学力検査問題の作成業務に著しい支障を及ぼすおそれがあるとする主張について

本件実施機関は、本件公文書を公開すると、問題作成の関係者が特定され、外部からの様々な接触により、問題作成業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張する。

しかしながら、リスニングテストの音声のみから問題作成を担当する者を特定することは困難であると考えられ、仮に特定されて外部からの接触があつたとしても、当該特定の者は、守秘義務が課せられていることから、本件実施機関が主張する、情報漏えいの危険性のほか、今後の問題作成業務に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。

これらのことから、条例第7条第6号の該当性は認められない。

なお、問題を作成する者の業務体制を工夫することで、実施機関が主張する懸念が仮にあつたとしても、その懸念は十分解消できるものと考えられる。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成29年 9月22日	諮問
10月 4日	理由説明書受領
10月24日	審議
平成30年 2月 7日	実施機関からの意見聴取
3月23日	審議
5月16日	審議終結